

世田谷区基本計画審議会の会議の傍聴に関する要綱

4世企第236号

令和4年8月31日

(趣旨)

第1条 この要綱は、世田谷区基本計画審議会条例施行規則（令和4年8月世田谷区規則第82号）第6条の規定に基づき、世田谷区基本計画審議会（以下「審議会」という。）の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の方法)

第2条 傍聴は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 会議の開催場所（以下「会場」という。）における会議の傍聴
- (2) オンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる電子計算組織をいう。以下同じ。）を利用した会議の傍聴

(傍聴の手續及び定員)

第3条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議を傍聴しようとする者に、原則として会議が開催される7日前までに傍聴の申出をさせるものとする。この場合において、会長はその者に、次に掲げる事項を届け出させるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 電話番号
- (4) 電子メールアドレス（会場における傍聴に係る電話又はファクシミリによる傍聴の申出を除く。）

2 傍聴人の定員は、会議室の規模等の事情を考慮し、会議ごとに定める。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 会長は、傍聴人が会場において会議を傍聴する場合は、その者に、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 傍聴席において静粛にすることとし、委員及び説明者の発言に対して批評、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

- (2) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (3) 写真、ビデオの撮影、録音及び録画をしないこと。
- (4) 携帯電話等の無線機器及びパソコン等の情報通信機器を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 会長は、傍聴人がオンライン会議システムを利用して会議を傍聴する場合は、その者に、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 静粛にすることとし、委員及び説明者の発言に対して批評、オンライン会議システムの機能の使用その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 写真、ビデオの撮影、録音及び録画をしないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場及び入場制限)

第5条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反し、会議の進行上支障があると認めるときは、その者に、会場からの退場を命ずることができる。

2 前項の規定による退場の命令は、傍聴人がオンライン会議システムを利用して会議を傍聴している場合にあつては、オンライン会議システムに係る映像及び音声の送受信を遮断する方法によって行うものとする。

3 会長は、会議を傍聴しようとする者が明らかに議事を妨害するおそれがあると認めるときは、その者の入場を制限することができる。

附 則

この規則は、令和4年8月31日から施行する。